

平成26年度第2回寝屋川市男女共同参画審議会

日時：平成27年2月13日14時00分

○事務局　それでは、ただいまより、平成26年度第2回男女共同参画審議会を開催させていただきます。本日の審議会につきましては、現時点で委員12名中、8名の御出席をいただいておりますので、男女共同参画審議会規則第5条第2項の規定によりまして、成立していることを御報告申し上げます。審議会の進行につきまして、本市の男女共同参画審議会規則第5条により、委員長によりしく願います。

○委員長　それでは、次第に移ります前に、前回の審議会で提言等がございました事柄への取り組みにつきまして、事務局より報告をお願いします。

【事務局より説明】

○委員長　ありがとうございました。ただ今の報告について質問等はございますか。

○委員　ふらっとねやがわに相談があった場合、状況によっては近隣のセンターを紹介しているとのことですが、どれぐらいの件数で、どういったところなのでしょう。

○事務局　件数はあまりございません。まずはふらっとねやがわのカウンセリング相談を紹介しますが、近い日に利用可能な枠がない場合に、その相談者の方が利用しやすい場所にあるセンターの問合せ先を紹介しています。

○委員　カウンセリング相談の待機者が多い中で、相談枠を一つ増加されたことは大変良いことだと思います。もう一点ですが社会福祉士をアルバイトで常勤として採用するならこれだけの予算が必要で、その必要性を認めているという話がありましたが、どのように具現化していくのか。例えば必要性を認めてるだけで実際は進んでいないのか、それとも何か動き出しているのか、そこを少し具体的にお聞きします。

○事務局　　今現在、本市保健福祉部に社会福祉士の資格を持った職員が数名おります。DV被害者の支援において、必要な場合にはそのような職員と連携を取りながら対応に当たっております。体制をより拡充するためにふらっとねやがわにもそのような職員を設置する必要性があると感じますが、現在のところは、福祉部と連携しながら支援に当たっており、今後もそういった形での支援を考えております。

○委員長　　私も同様の意見を持っております。職員の配置については金額の算出はされましたが、話が進むのかというところについては検討段階という、そのような理解でよろしいでしょうか。

○事務局　　はい、そのとおりです。

○委員長　　ほかに御意見、御質問ございますか。特にございませんので、次第に沿って進めていきたいと思っております。今年度は年間の審議会を通して寝屋川市が抱えるDV・DV相談に関する課題というテーマで焦点を当て審議を進めています。そのテーマに沿って寝屋川市が直面している3点の課題について議論しているところです。第1点目が課題1として「DV相談窓口体制」についてということで、前回の審議会で審議があり、今後の取り組みについて先ほど事務局から報告があったとおりです。そして2点目の課題「若い世代への予防啓発」について審議途中でしたので、今回の審議会ではその課題と第3点目の課題「相談機関の周知」について審議していきます。それではまず、2点目の課題「若い世代への予防啓発」について、前回の審議会での議論を踏まえての説明、及び事前に送っていただきました各委員の方々の御意見、御質問とその回答について事務局から報告をお願いします。

【事務局より説明】

○委員長　　ありがとうございました。私のほうから一点よろしいでしょうか。DV

被害を受けた市民が相談に来られた際にどのように対応しているかというところで、こころのエンパワーメントという説明をしていただきましたが、そういった部分においてなかなか解決していないという事例や対処するまでの経緯など、非常に大事なところだと思います。審議会において議論していく上でもう少し細かいデータや議論できるだけのものがないと、非常に難しいというふうに思いますがいかがでしょうか。

○事務局　相談者への対応というところですが、例えばDV被害者の方が相談に来られます。そこで、市役所にはこういう課があるんだ、市内にはこういうセンターがあるんだということで、安心をしてお帰りになられる方もおられます。また一方で、緊迫した状況の方、例えば今日にでも一時保護が必要だという相談者が来られた場合、ご自身がDVを受けていると認識されている方がやはり多いですが、まず一時保護、滞在先のシェルターがどういふものなのか、どういふ生活をするのか、ということについて、支援内容や注意事項を含めながら説明をしております。またあくまでも一時保護ですのでそこがゴールではありません。その後新天地で新しい生活を送っていくこととなりますが、その不安を持っておられる方も多いです。今までの生活とはごろっと変わって一転した生活を送っていただく、ある意味覚悟もしていただかないといけないという、お話もさせていただいております。その他にもケースによっては、例えば小さなお子さんがおられたら生活を送っていけるか、お子さんの学校のこと、各種制度のこと、ご自身の働き口、メンタルの部分、さまざまな不安というのがあるのではないかなど考えております。

○委員長　その辺りの細かな状況や立ち直っていくプロセス等についても、審議会の場で議論するという体制づくりをしていただけたらなと思います。また審議会も含めて事務局では様々な学習の機会を持たれていることと思いま

すが、そこで得た情報を市民とシェアし、市民も相談しやすくなるような仕組み作りをしていただければと思います。

○委員 何点かあるのですが、まずDVの潜在的被害者について、市としてはどのように把握しているのか、その定義を含めながら伺いたいです。次に、市民の中には人権文化課がDV相談の窓口となっているという認識があまりないと感じます。そして人権文化課にしてもふらっとねやがわにしてもどこまで相談できるのかというところもあまり明らかではなく、相談者その人が自分の状況ではどこに相談に行くのが最も適切なかが、大変わかりにくいと思いますね。以前は男女共同参画課があり、次第に人権文化課に取り込まれるという形で現在に至っていますが、寝屋川市としてなぜそのようになっていったのかについてもお聞きしたいです。

○事務局 潜在的被害者について、例えば数値や人数の把握というのはしておらず、各戸の配偶者間の関係がどうなっているかという部分にもなりますので、そこまでの把握はできないと思います。しかしながら、例えば庁内の別の課で市民からの相談や申請があった時に、DVに絡むような要素の会話が少しでもあればそれを情報としてキャッチし素早く対応する、「そのようなことで困っておられたら人権文化課ではこういう窓口がありますよ」というような対応はしております。次に組織につきまして、これは市全体のその時分の行政ニーズにより機構改革が行われますので、一概にこれはまずいのではないかということではなく、今の組織が今の市政を行うのにベストな状態をつくっていますというお答えしかできません。

○委員長 ということですので審議会のほうからもっと声を上げていけば、改組ということもあり得るかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 一点確認なのですが、この審議会で意見を交わし、その中でもこれという強い提言や意見があれば、それは市のほうも重く受けとめるという関係

であるという認識でよろしいでしょうか。

○事務局　男女共同参画審議会とは条例によって位置づけられた諮問機関でございます。審議会の場でいただいた意見についてはやはり重く受けとめなければならぬというのが審議会の在り方であると考えております。実際に、前回の審議会での御意見の中で、実効性の高いものから取り組んだものの一つとして、ふらっとねやがわにおけるカウンセリング相談の枠を増加したり、職員の専門性をよりつけたりというものがあります。これらはそれにあてはまると考えていただければと思います。今後、国としても男女共同参画施策については「女性の輝ける社会」ということで重要視されていく中で、寝屋川市でも重要施策ととらえ、位置づけについても固定的ではなく流動的なものであると解釈しています。

○委員　今年度の審議会は本日が最終だと思いますが、挙げた意見を委員長の権限で集めていただき、例えば回数が2回では少ないのではないかなど、市の方に示していただくことはできるのでしょうか。

○委員長　審議会の開催回数については議論させていただきたいなと思っておりました。審議会というものを、この場に出た意見によって市のあり方を動かしていくための起点という位置づけにするには、年間2回では少な過ぎると以前から思っておりました。事務局のほうには何度かお伝えしていましたが、同規模の他市と比べても少ないという現状があります。例えばある市では、議論している中で会議の回数が足りないということになれば、すぐに回数が増やせるようあらかじめ柔軟に予算をとっているところもあります。寝屋川市では現時点ではそれができていないという状況であるようですので、そこを何とか変えていただきたいというふうに思います。なぜなら、男女共同参画そのものも大きなテーマですが、特にDVの問題というのは、今どのような現状があり、対応をされているのかということにつ

いて知る機会、例えば勉強会のようなものをまず実施する必要があると思います。この審議会の中でまず理解を共有した上で課題が何なのかということも議論していかなければならないのに、年間2回の会議の中で現状説明と、審議をするのでは、回数があまりに少ないと思います。ただ委員の皆さんのご都合等もあるかと思いますが、皆さんの御意見をお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○委員　私も年間2回では少ないと日頃から思っております。ですので、年間2回という範囲内でやってくれというものなのか、柔軟に2回を3回、4回としていくことができるのか、以前から気になっていたのですが、教えていただきたいです。

○事務局　一つは予算の問題があるのは事実です。ですので、平成27年度からというのは時期の関係上難しいかと思われませんが、平成28年度以降の審議会について、委員長及び委員の皆様から御指摘いただきましたので、柔軟に回数を設定していけるよう検討していきたいと考えます。

○委員　やはり男女共同参画やDVの問題についてよりの確に捉えられるように、委員の学習会といった機会を持ち、もう少し理解を深めていきたいです。そうでないと問題が起きても自分で判断して、それに応えていくということとはなかなか難しいと、そのように思っております。

○委員　私も男女共同参画については男女雇用機会均等など、そういった話題については若干認識があるかなと思いますが、DVという問題についてはあまり日頃対処する機会がありませんので、寝屋川市が抱えているDVに関する問題についてももう少し勉強したかったなと、その上で何か意見が言えるようであればという形にさせていただけたらよかったかなと思っております。

○委員長　ありがとうございます。審議会の開催状況について、回数を柔軟にすること、積極的に勉強会を実施すること、こういった御意見をいただきまし

た。

○委員 課題2について少しお話をさせていただいてよろしいでしょうか。特に若者層への予防啓発の方法ということで、2点補填させていただきたいことがあります。まず1点目は、これまで若い人たちの啓発というところがともすれば学校教育が中心になっていたかと思います。要するに、学校の中で何か啓発活動をするというようなことが中心になっていたのですが、もう少し社会教育としての立場、つまり大人も子供もいる中でこのDVという問題について考え、またお話を聞くだけではなくて、ちょっとしたワークショップをやってみたり、体を動かしてみたり、というものを導入してやってみるというのも必要なのではないかと考えます。そしてこういった問題の議論の仕方として、児童虐待、DV、高齢者虐待、というように別々に取組まれているような気がします。そうではなくて、「力の強い人が弱い人に対してそのような暴力を働くんですよ。その1つのパターンとして例えばDVというのがあるんですよ」と。その中で大人も子供も交えて、では例えば暴力を振るわれた側はどういうふうに思うんだらうかとか、私は何で振るってしまうんだらうかとか、というようなことを考える機会を、社会教育の枠組みで何かできないかなというふうに考えました。そしてそれを教育委員会と連携を図りながら考えていただけたらというように思います。

次に2点目ですが、先ほど学校教育の中で考えるという形が中心になっているという話をしましたが、学校教育の中でDVと近似した教育として人権教育というものが挙げられます。ところが現状の人権教育というのは、自分は差別する側でもされる側でもない、それに対してこういう差別があるので、それを知ることによって差別をしないようにしましょう、という形で人権教育が行われているというのが現場の現状としてあります。そう

すると、今現在予防啓発として考えてほしいのは、一人一人が当事者になって暴力を振るうことも振るわれることもあるということです。また、学校教育の中で人権教育として学んでいることがどうも自分とリンクしていないように思われます。ですので、そこをリンクできるような形で、人権教育の中にも自分は一体何物なのかということを考えてもらう上で、暴力を振るう、振るわない、ということについて考えるという啓発の方法を検討していってもらうべきかなと思います。

○委員長 ありがとうございます。非常に踏み込んだお話、現在の啓発のあり方の限界とそれをどのように変えていけばよいかという具体的な話で、学校教育だけではなく社会教育や人権教育も包含した形で考えていく必要があるという、非常に重要な御指摘をいただきました。また今頂いたご提言は、前回の審議会で別の委員がお話しされたところとも共通する部分があります。若い人を対象とした啓発に限らず、当事者になり得る潜在的な被害者、また被害を受けてもそういうものだというふうに思ってしまうという状況や暴力を受けていると気づきにくい現実等、重要な御指摘をいただいていたかと思います。対象は若年層に限らずもっと広げた形で、大人に対しても男性も女性も含めて必要だというお話もいただいております。

そこで、具体的なお話をしていただいた上で、審議会の開催回数のお話に戻したいと思うのですが、このように具体的な提言をいただいても、それを審議会の中で練って、具体的なアプローチ方法というところまで議論する時間が足りないと、前々から感じております。例えば今、社会教育の場でどのように展開していくかというようなことを提言されてもそこからは事務局が考える、という形でしか議論ができていません。実際にどんなアプローチが必要なのかということもやはりそのアプローチの仕方としての勉強会があって、その辺で具体的にこんなことをやってくださいというよ

うなところまではなかなか審議会の中では議論できないという現実があり、やはりそれは問題ではないかなと私は思います。せっかくこの審議会には様々な経験を持っている方が来られているわけですから、それぞれの視点から、例えば教育のアプローチについては、こんなやり方があるとか、現実にはこんな問題があるよといったことをどんどん出してもらいながら、具体的な形でもっと審議会としてはこういう方向性があるのではないかということ強く出していきたいところです。しかし現在の回数の枠の中ではそういうところまで議論が展開されないという現実があります。先ほど現時点では、堅実なところで28年度からの取組みになるとのことでしたが、できれば今年度からでも取組めるよう、DV被害も待っていているわけではないので、行政には行政の事情があるかとは思いますが、即効性のある対応をぜひともお願いしたいというふうに思います。

○事務局 おっしゃるとおり、議論の中で具体的なところを示していただいた方が、私たちも実際に裏づけをもって動いていくことができると思います。先ほどの回数の件については、実はこういったいわゆる議論形式の審議会の形をとったのがここ1年半～2年くらいでして、模索状態という部分もありました。また、こういった形式をとれば回数は不足するだろうということ、もう一つはきちっとした御報告や答申を出していただくところまでは回数は足りないだろうということを思っておりました。役所というのは予算というがちがちで組まれた形態ではありますが、例えば途中で回数を増やせるよう予算をとっていくなりの方策はございます。ただ、それをするにはしっかりした位置づけが欲しいですし、そのような御意見を審議会でもまとめていただければそれを持って、当事務局は事務局での審議会の思いを含んで主張をしていきたいと考えております。

○委員長 積極的な御意見、ありがとうございます。

○委員 先ほど、委員がおっしゃった人権教育について、市内の中学校ではいじめ撲滅劇をしていますよね。他市からも見に来られるなど大変良い取り組みとして注目されていますが、先ほどおっしゃった人権教育を関連付けて推進、取組んでいくということも考えられると思います。

○事務局 ありがとうございます。先ほど委員のほうから、学校もしくは社会教育という場で若い世代に対する周知啓発で、一つキーワードとしてワーク、また体を動かす、というご提言をいただきました。実際他市の事例でもありますが、受講者が寸劇という形で加害者、被害者の立場で劇をして当事者となることを体験してもらい、実際に考えてもらおうと。また親子であれば、家族等で来ていただいて、実際御本人さんたちがそういう形で出て、DVとはこういうものなんだなというのを体感していただければというような形のものもあるようです。あともう一つ、人権教育とDVの関わりですが、人権文化課のほうではこれらは密接な関係にあるということは認識しております。ですので、人権は人権、差別は差別、DVはDVというような形で出前講座等をするのではなくて、人権とDVは密接な関係にあり、また皆さんの身近にあるものなんだという捉え方をもって今後啓発活動に努めていきたいというふうに考えております。

○委員長 ありがとうございます。ほかに御意見ございますか。

○委員 先ほど人権教育についてですが、あなたもDVする可能性があるんだというふうに、何もDVだと本人は思っていなくてもそれがDVになってしまう可能性というものもある、つまり当事者意識というものを人権教育の中で、DVのことでも、いじめのことでも、できればよりいいかと思っています。現場では、同和問題も、障害者教育、女性問題もしなければいけない、そこでDVのことまで手が回らない、というところがあるようですが、それは各々が別々のものではなく全部同じことを教えているという認識を

持っていただければ良いかなと思います。

○事務局 ありがとうございます。審議会でそのようなご意見があったということ
を教育委員会のほうにも伝えていきたいと思います。

○委員長 そのお伝えいただく経路というのを具体的に聞きたいです。せっかく良
い提案があっても、それがその後どのような経路で反映されていくのかが
見えません。そこを明らかにしていただくというか、それを経路づけて
いただきたいというのが私の非常に強い希望です。また、先ほど委員が非
常に重要なことをおっしゃっていましたが、人権教育について今現場では
障害者問題、女性問題、同和問題というメニューになっているんですね。
学生もこのメニューを消化しないといけない、「学校のカリキュラムだから」
というような発想なんです。本人たちがいじめ等の当事者に十分なり
得たり傍観者になったりというのは、それはもう重々わかってるんです。
でもその現実と学校で教わる人権教育とは別世界というように線を引いて
しまっているために、当事者意識に結びつかないわけです。今委員が非常
に強くおっしゃっておられる、その当事者意識というところについては非
常に弱いんですね。当事者として自分が考えてみたことがあるかと学生に
尋ねると、ほとんどないと答えます。まさにこれから教員になろうという
人への人権教育カリキュラムがありますが、現段階ではその辺りの限界と
いうものを非常に強く感じます。今後改善されるべき重要な点だと思いま
すので、この審議会で出た意見をいかにフィードバックしていけるのか、
審議会の位置づけと合わせて検討いただけたらと思います。

○委員 先ほど、この審議会は諮問機関だとおっしゃいましたが、この審議会が
最初開かれたときにその位置づけの確認はされましたでしょうか。この審
議会が出された意見などを、どのようにして市民に還元していくのかとい
うところについて、御説明をお願いしたいと思います。

○事務局　この審議会の位置づけですが、今現在寝屋川市ではさまざまな施策に取り組んでおります。例えばですが、ある施策ある問題について、この審議会という場で審議いただき、また御提言いただき、それをもって市のほうで生かされるようなものであればさせていただきますし、まずは予算からつけていけないというものであれば、予算づけをした上で審議会の提言をもとに今後の施策に生かしていくというのが審議会、諮問機関の位置づけだと考えております。例えば今回ふらっと ねやがわのカウンセリング相談枠を1枠増設したのも、その1つです。いろいろ御提案、御提言いただいて、さまざまな形で市の施策のほうには反映していかなければいけないというふうには考えています。

○委員長　少なくとも議事録という形で記録には残っておりますので、それを市民が読んでいただけたらかですね、その辺のフィードバックは可能性としてはありますが、どれだけ周知されているかや、あるいは効力としてどれだけあるのかということについては未知数な部分もございます。フィードバックしていく道筋のようなものをもう少し明確な形で、例えば答申を出すなどですね、表していただければと思いますが、それについては事務局のほうで考えていただき、寝屋川市としてどれぐらいのことが最低限できるのかというところをまた審議、議論していけたらと思います。

それでは、続いて課題3に移りたいと思います。課題3「相談機関の周知について」事務局より説明をお願いします。

【事務局より説明】

○委員長　ありがとうございます。それでは、課題3につきまして何か御意見、御提言等ございますでしょうか。

○委員　開催されているセミナーや啓発事業において単にリーフレットを配布するというだけでなく、そのセミナーにおけるお話の中でDVや男女

共同参画について盛り込んだり、関連づけて話の中に取り入れてもらえればと思います。ですのでそれをやってもらうためには、かなり講師の方に「これも含めてお話をしてください」というふうに事前をお願いをするということが必要になってくるわけですが、そういったことはされているのでしょうか。特にされていないのであれば今後していただきたいと思いません。

○事務局　ふらっと ねやがわで行っている市民セミナーでは、内容にもよりますが、そういった話を盛り込んでいただけるような依頼をさせていただくこともございます。また人権文化課が出前講座などで、DVに関する講座を依頼されたわけではない場合でも、そういった内容を盛り込みながらさせていただいております。

○委員　一見すると関連が見えないような、例えば料理教室というようなところであっても、こういった話も入れてもらえないかというような講演の依頼の仕方をするということはできないでしょうか。

○事務局　それは市全般の催し物の中でということでしょうか。男女共同参画の知識や見解をある程度有していなければ中々難しい部分かもしれません。今ふらっと ねやがわで行っている市民セミナーの中では、DVの問題の話に繋げていくことはできると思いますし、実践しているところでもあります。しかしながら、市政全般の中で、例えばどこかの区民センターや、中央公民館等で料理教室をする先生が男女共同参画の視点に立って最後にそこに落とし込んで終われるかといったら、そのように講師に投げかけても中々難しいところかなと思います。まだ現在そういう段階かなということで、もちろん事務局としては諦めてはいけないとは思いますが。

○委員　こちら側が決めつけてしまうのではなく、可能な限り、市で開催している様々な事業やセミナーの中でそこに触れていただくよう講師に依頼をし

ていただければと思います。例えばリーフレットなどを「自由にお持ち帰りください」というだけであれば持って帰らない人もいるわけです。しかし受講者に配布し、それを講演のお話の中で出してもらい、例えば「資料として見てください」というようにして、講師の人がお話しすると受講者も手に取って見るわけです。ですので、やはりそういう可能性を考えて、講師依頼の中で工夫していくということもできるのではないのでしょうか。

○委員長 可能な限りの努力をしていただければ、それだけでも随分変わってくるかと思しますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思えます。

○委員 例えば庁内の他部署や介護施設や医療施設といったところの対応窓口が、DVに関する意識や見識をどこまで持っておられるものでしょうか。皆が潜在的被害者を察知して助ける支援の輪が少しでも広がったり、高まったりするようなことができればいいかなと思っています。

○事務局 市内においては、包括支援センター等の施設にリーフレットを配架させていただいています。また、支援のネットワークの形成という部分では、庁内の関係各課、寝屋川警察や保健所、医師会、府子ども家庭センター等の関係機関を含めて、寝屋川市DV被害者支援連絡会というものがあります。ただ、例えば介護施設等、全ての関係施設に手が回っているかというところと中々そこまでいっていないのが実態でございます。

○委員 DV被害者支援連絡会について、詳しく教えてください。

○事務局 連絡会に所属している関係部課、関係機関で、年数回会議の場を持ち、DV被害者支援に関する研修を行ったり、情報共有やケーススタディを行っています。

○委員 先ほど委員から出された意見で、審議会委員の中でDVについての学習会や、寝屋川市の抱えている現状について知る機会を持つことなど、そういう意見が出されました。DVとは、最近は殴ったり蹴ったりする暴力だ

けではなくて、モラハラとかパワハラとかマタハラというのものもあるんですね、以前にはなかった言葉も出てきていますし、またDV被害者支援連絡会を含め寝屋川市の取組みなど、そういったものを学んだり知ったりする機会があれば良いと思います。そこで、私たちは8月末までの任期があるので、順番としては逆かもしれませんが、あと1回ぐらい会議の回数を増やしてもらって学習会のようなものを開いてほしいという要望があります。

○委員長 ありがとうございます。DVは身体的なものだけではなく、経済的なもの、精神的なものも全てDVです。今、勉強会ということで、やはりDVのことについて議論するのであれば、寝屋川市の現状としてどんな取り組みをしていて、どんな課題があるのかというような、まずは情報共有から始まり、そこでどのような施策が具体的に必要なのかを最後に取りまとめて、答申として出させていただくという形であるべきではないかなと思います。税金を使って私たちはここで議論させてもらっているわけですから、それだけの効果、それぞれが知恵を絞って出したアイデアがきちんとフィードバックされるようなものでなければならないのではないかと考えております。

○事務局 方策は可能ですが、その位置づけは必要です。ですので、そのための御意見を出していただき取りまとめていただければ、それをもって私たちはこの審議会の思いを伝えていきたいと思っております。

○委員長 ありがとうございます。全体的な意見としていただきたいのですが、現在の委員の任期が切れる8月までにもう一回、会を開いていただき、学習する機会を持つということについて、皆さんの御意見をお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○委員 賛成です。

○委員 基本的に私も賛同していますが、まず、基本前提としてこの審議会の位

置づけというものがいまいち分かりにくいです。そのため、我々はこちらで何をすべきなのかということが明確になっていません。またDVに関する寝屋川市の現状についても、簡単な説明があっただけという気がします。そうではなく、DV相談件数が増えているのであれば、ではその原因は何なのか、どんな内容が増えているのか、その中身も分析する必要があるでしょうし、そこから市としてはその分析結果に対してどういうアプローチで対処していこうかということが挙げられるわけですよ。その中でテクニカルな問題もまたいろいろ出てくると思います。ですのでそこも含めれば、審議の時間、開催回数が少ないという点が出てくるかと思います。もしくは事前資料をより充実していただくかですね。この審議会の位置づけをまずはっきりさせ、加えて回数を増やすのかどうか、資料を充実していただくこと、勉強会を実施する、いろんな方法があるとは思いますが。

○委員長　　ありがとうございます。以前、委員の方から、審議会とは本来どうあるべきかという質問を私受けたことを覚えております。理想を言えばキリがないので、それはもうその市の予算と、その市ができる範囲の中で最大限のことをやるしかないと申し上げたと思います。審議会ですべてのいろいろなことを細かく分析してやっっていこうと言ったら、それはやはり限界があると思います。2回分の予算と用意していただいた資料の中で議論するというのが、今あるベースかと思いますが。そこからはるかなる理想から話を落としていこうとすれば、現実と理想との乖離で不満がたまるだけです。現状、今この2回というのをまずは3回にして、とにかく次回、もう少し踏み込んだ資料とテーマですね、その現実に根差したところの目標を掲げて議論するのが解決策だというふうに思います。

○委員　　相談窓口が書かれている小さなリーフレットですが、以前これを市のお手洗いに置いてくださいということで置いていただいた経緯がありますが、

どこの施設まで置いていますか。例えば、寝屋川市内に4駅ありますが、駅には置いていただくことはできますか。今、できることからというお話がありましたので、少しでもそういうあるものを少しでも広い範囲で活用できたらと思いますがいかがでしょうか。

○事務局 リーフレットの配架依頼先ですが、市役所本庁舎1階から3階の女子トイレに配架しております。また、総合センター、保健福祉センター、ふらっとねやがわのあるJAビル香里、そのリーフレット自体は今申し上げました施設に配架、設置しております。今、御質問のある例えば駅であるとか、これ以外の施設での配架につきましては、今のところ行っていないのが現状です。置けるかどうかについては、その駅の管理会社の方に問合せをする必要がありますが、その辺りは今後施設を選定しながら検討していきたいと考えております。

○委員 私は教育関係から審議会に参加しております。今日は学校の方で授業参観ということで、5年生の子供たちが2月12日にお弁当を自分で作ってきて、そのことで日頃の親の苦勞について分かったことをプレゼンテーション発表していました。一人ずつ発表していたのですが、私は人権的な問題というのは、やはりお互いにわかり合うということがとても大切なことだと思うので、今日の子供たちの発表を見てみると、やはり親の苦勞というのをいかに子供たちがわかって、感謝する心とかそういうものにつながっていけばいいなと思っています。私自身はここでいろいろな勉強をさせてもらうとともに、実際に子供たちにどんな教育をしているんだ、具現化していくにはどうしたらいいかということも含めて、私たちがやっていることをこの場で情報提供させていただいたらいいかなという考えでいます。この審議会に参加させていただいて6年になりますが、私が学校の中で男女共同参画を推し進めていくためには、女子の意識変革、男子の意識変革

はどうしていけばよいかということ、以前も家庭科の教科書でこのような配慮がされているという話をさせていただいたと思います。実際男女共同参画について小学校の教育、中学校の教育、それぞれの発達段階においていろいろな教育がなされていますが、例えば小学校向けのC A Pの中でD V予防教育を、となるとまだ難しい面もあるかなと思います。その発達段階で言えばいろいろ考えながら取り組んで、子供たちにできることからそういう教育をやっていますが、この審議会ではそのような立場で聞かせていただいている、あるいはこういうこともできるのではないかなというのをここで学ばせていただいて、持って帰らせていただいて、時には校長会で言わせていただいているという立場でございます。それから、8月までにもう一回ということへの返事としては、私は学ばせていただく分についてはそれは多に越したことはないと思っています。

○委員　やはり少しでも自分自身知識を得て、的確な判断力がつかないことには、間違った方向の意見を言っても通らないことですので、やはり自分自身、勉強したいと思います。また、民生委員児童委員協議会のほうでも、委員全体に対してのD Vの講演会を今年行いたいと思っております。民生委員ですが、割とD Vに関してはあまり見識が深くないというふうに感じておりまして、私自身この審議会では学びながら、民生委員全体でその理解を深めていくのに役立てたいと考えています。

○委員長　ありがとうございます。ここで勉強されて、それをさらに民生委員の活動へフィードバックされるということも含めて、次回の勉強会ということの位置づけを、具体的に御意見いただけたと思います。

○委員　先ほどもご意見にありましたが、最初にもう少し具体的にご説明をいただければと思います。例えば現場に近い方の声を聞いたり、D Vの基本構造などですね。企業分析などでも最初に現状をよく把握して、そこから問

題点を引き出して、その問題点の原因は何かというのをまず突き詰めて、そのために課題解決というのが見えてくるのですが、そういう形式であればよかったなと思います。私も勉強する立場なので、せっかくこの審議会に参加させてもらってますので、DVについてももう少し勉強したいという気持ちもありますし、例えば企業内でもDVというわけではありませんが、パワハラという問題や、従業員の方が非常に心を病むという問題も増えておりますので、そういったことにも広くつなげながら学んでいきたいという気持ちはっております。

○委員 議員は8月までの任期ということではないのですが、皆さんがよりこの問題に関して議論をしていきたいということであればそういったことも検討されるべきであると考えます。

○委員 審議会の形ということであれば、事務局から「こういう悩みを持ってます、それについて皆さん何か助言ありましたら教えてください。」ということ率直に出していただいて、この審議会を助言機関という形で位置づければ、私たちも「じゃあこうされたらどうですか」というような意見を出していくことができると思います。もちろん委員も単に勉強するためだけでここに来るのではなく、そういう中でできる限りの助言をしていければお互いにとってよいのではないかと私は思います。

○委員長 ありがとうございます。審議会の位置づけというのはまさにそうだと思います。行政視点ではなかなか気づかないところを市民の立場から、生活者の立場から、あるいは専門家の立場からこういうことができるんじゃないかというアドバイスをするという、そういう側面を強く出していくことがやはり大事ではないかと思えます。

○事務局 皆様、大変貴重な意見をいただきまして、大変感謝しております。私ども事務局といたしましては、これまで寝屋川市が取り組んできたDV相談

の件数であるとか、またこの寝屋川市特有の性格的なものとか、そういうものを分析した資料とかというものをですね、やはり皆さんに最初にお示しして、まずは情報共有をすべきであったと。その中で課題をいろいろ見つけていただきまして、議論をしていただいて、最終的には報告書なり、提言書を出していただくと。それをまた全庁的に配布をしたり、ホームページ等で市民の方にも提供していくと、こういう姿がやはり審議会としてあるべき理想であったというふうに感じております。ですので、今後はこういった、今日いただいた意見を十分受けとめまして、今後の審議会のあり方についてもう一度、私ども事務局といたしまして整理をして、開催日数、位置づけ、それから時期につきましては、十分考えていきたいと考えております。しかしながら、来年度の予算のほうはまだ審議は終わっておりませんが、ほぼ確定をしております、仮に8月に皆様方に一回開いていただくということになりますと、来年度27年度に予定しておりました審議会の回数が最悪の場合、減ってしまうというおそれがございますので、まことに申しわけありませんが、8月までに1回開催するというのを、事務局として確約をさせていただくということは大変困難な状況でございますので、その辺は御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。事務局の方から非常に現実的かつ前向きな御説明をいただきました。

○委員 1件事務局の方にお話を伺っておきたいことがありまして、先日、他自治体の方でLGBT（性的少数者：Lがレズビアン、Gがゲイ、Bがバイセクシュアル、Tがトランスジェンダーの頭文字）のパートナーシップ認定制度を取り入れることを検討しているという報道がありました。またその他にもLGBTに関し行政がさまざまな活動をしているという自治体がありますが、寝屋川市としては、LGBTの方たちに対して何か取組まれ

ていることはありますか。

○事務局　具体的に何か施策として取り組む予定は、今のところはありません。ただ平成25年度にふらっとねやがわで、市民企画という形で性的少数者の方を講師としてお招きし、セミナーを開催していただいたことはありました。また、つい先日も、人権擁護委員を対象とした研修といたしまして、性的マイノリティーに関することの演題で、同じ講師の方に再度来ていただいて、今現在悩んでいることであるとか、今現在全国的に取り組んでいるものであるとか、そういったところをお話していただいたところでございます。また、今後におきましてもこの性的マイノリティーに関しては積極的な活動が行われていくのかなということで認識しているところでございます。

○委員　先ほどの議論と関連して、他市ですと新規の第1回目の審議会が行われるときに、例えば男女共同参画というのはこういうことですよというような話を大体30分程度されているところが多いので、そういったこともされると共通認識ができて非常に議論もしやすいのではないかなと思います。

○事務局　ありがとうございます。そうですね、男女共同参画といいましても、さまざまな分野がございます。それこそDVもそうですし、女性の活躍推進であったり、先ほどの話にもあります多様性を認めよう、ということもそうだと思います。ですので今御指摘がありましたように、一口で男女共同参画といっても多岐にわたっているという点の説明も必要ではないかなと考えます。

○委員　京阪の連立立体交差事業の関係でふらっとねやがわが移転しますね。新しい施設は、今の600平米から3分の1の200平米にまで少なくなるということで、利用者の方の中にはそういった情報がある中利用について心配される方もおられると思います。こちらは男女共同参画推進の拠点

施設になっていますので、関連する市民の方々や活動団体への説明、できる限り今までどおりに使いやすい施設になるような、難しい部分も出てくるかと思いますが、その辺の周知もお願いしておきたいということ、意見として申し上げておきます。

○委員長　ありがとうございます。それでは、時間が迫ってきましたので、以上で議論を終了したいと思います。続いて議題２その他ということで、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局　予定ではこの２年間にわたって御審議、御提案いただき、まことにありがとうございました。この男女共同参画審議会は２年の任期でございます、予定では本年８月３１日まででございます。

○委員長　それでは、次回のことについては御検討いただきお返事を待つという形ですが、本日の会議はこれもちまして閉会としたいと思います。皆様どうも御苦労さまでした。ありがとうございました。